

【別紙】

1 当事者の概要

- (1) 申立人東京私立学校教職員組合連合（以下「私教連」という。）は、都内における私立学校の教職員組合の連合体であり、本件申立時における加盟組合数は約100組合、加盟組合員は約2,500名であった。
- (2) 申立人フェリシア高等学校教職員組合（以下、私教連と併せて「組合ら」という。）は、平成5年4月にXらを中心に結成され、私教連に組織加盟する労働組合であり、本件申立時の組合員数は10名であった。
- (3) 被申立人学校法人明泉学園（以下「法人」という。）は、肩書地に法人本部を置き、フェリシア高等学校（以下「本件高校」という。）のほか短期大学や幼稚園等を運営する学校法人である。

2 事件の概要

法人の令和4年度就業規則には、満60歳の誕生日をもって定年退職となり、継続雇用を希望する職員（教員を含む。）については、法人の定める基準に該当しない限り満65歳の誕生日まで継続雇用となる旨が定められていた。

4年3月31日、本件高校の教員であり、組合らの組合員であるXは、6月9日に満60歳の誕生日を迎えることから、法人に対し、継続雇用希望の申出を行った。

5月6日、法人は、Xに対し、継続雇用を拒否する旨の回答書を送付した。

3 主文の要旨 <全部救済>

- (1) 法人は、組合らの組合員Xを令和4年6月10日付けで継続雇用した上、それ以降毎年4月1日付けで雇用契約を更新したものと取り扱い、職場復帰させるとともに、継続雇用の日から職場復帰するまでの間の賃金相当額として、月額17万円以上の額を支払わなければならない。
- (2) 文書交付及び掲示
- (3) 前各項の履行報告

4 判断の要旨

- (1) 各懲戒処分等の継続雇用拒否の理由としての相当性

法人がXに対する継続雇用拒否の理由として挙げているのは25件の処分事由についてなされた合計232件の懲戒処分等であるところ、このうち、Z1前理事長宅周辺の情報活動の件に係る訓告の懲戒処分及びUSBの件に係る戒告の懲戒処分以外については、継続雇用の申出を拒否する理由として相当性を欠くものであり、Xの継続雇用の申出を拒否するための口実として挙げられていたにすぎないというべきである。

- (2) 不当労働行為該当性

平成9年3月以降令和4年6月までの間、本件高校において定年退職し継続雇用の申出を行った教員のうち、継続雇用が認められなかったのは組合員のみである。

法人において継続雇用が認められた教員はいずれも在職中に役職に就いており、この点において在職中に役職に就いていなかったXとの間に差異が認められるものの、法人の令和4年度就業規則には、継続雇用を希望する職員については、法人の定める基準に該当しない限り満65歳の誕生日まで継続雇用となる旨が定められているところ、法人において在職中に何らかの役職に就いていたことが継続雇用の条件となっていたとまでは認めることができない。

以上のことに加え、法人のXに対する各懲戒処分等は、そもそも各訓告書等の記載の事実

を認めることができないものが多数含まれており、これらを除くとUSBの件以外はXを含む組合員らによる朝の挨拶運動やXの組合活動に対するものであるところ、このうち1件（Z1前理事長宅周辺の情報活動の件）を除き、いずれも継続雇用の申出を拒否する口実として挙げられていたとみざるを得ないものであり、Z1前理事長宅周辺の情報活動の件も多数の組合員らの活動にその一員として加わったものであること、USBの件についてはXの組合活動に対する懲戒処分ではないものの、法人は組合らとの団体交渉において戒告の懲戒処分を取り消し、厳重注意に変更するという姿勢を示すとともにXの継続雇用に際しての条件について協議を行っていること及び令和4年度就業規則第70条の2では、厳重注意は、職員に対し自覚と反省を促すための措置として定められた三つの措置のうち、二番目に軽い措置とされていることからすると、法人は、USBの件の処分事由について、Xの継続雇用との関係でそれほど重大な非違行為とは捉えていないとみるのが相当であること、法人が、就業規則において組合員による朝の挨拶運動に対する嫌悪感を容易に想起させる禁止事項を追加していること、組合らと法人との長年にわたる対立状況等の事情を併せて考慮すると、法人が、Xを4年6月10日以降継続雇用しなかったことは、同人が組合員であることを理由として行われた不利益取扱いに当たり、また、同人を法人から排除することによって組合らの組織及び活動を弱体化させる支配介入に当たるといえることができる。

5 命令書交付の経過

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 申立年月日 | 令和5年6月1日 |
| (2) 公益委員会議の合議 | 令和8年2月17日 |
| (3) 命令書交付日 | 令和8年3月30日 |